

行為と行為者性

銭谷 秋生

Action and Agency

Akio ZENIYA

はじめに

「行為者Aには行為xをする理由がある」という理由言明はどのような場合に真となるのだろうか。周知のようにこの問題は、これまで、行為の理由に関する内在主義と外在主義という対立する二つの立場から論じられてきた。

理由に関する内在主義を標榜する代表的な論者はバーナード・ウィリアムズである。その主張の骨子は次の文に集約されている。「もしBがAについて『Aには ϕ する理由がある』と真に述べることができるとすれば、Aの現存する諸動機からスタートして ϕ することに到る健全な熟慮的ルートがなければならない。ここから帰結することは、ある行為者が行う理由のあることは、私がSと呼んだもの、つまり行為者の動機づけ状態の現存するセット (the existing set of his motivational states) の、関数であるということである」[Williams 186-87]。ウィリアムズによれば、たとえ第三者から見てAには行為xを遂行する理由があると思われようとも、もしAの先行する主観的動機群から出発して行為xに到る実践的推論（健全な熟慮的ルート）が存在しないならば、Aには行為xを行う理由は存在しない。「ある人にある行為をする理由がある」という言明は、その人の動機群から導出する理由、つまり内的理由に限定されるべきであって、そのような導出が見込めない「外的」理由は行為の理由という身分をもちえない、ということになる。

この考えは、「動機との熟慮的結びつき (deliberative connection with motives)」を行為の理由の成立要件とみなすものである。これに対して、行為の理由と動機づけ効果は概念的に区別さ

れるべきではないだろうか、というところからウィリアムズ批判を展開したのがハンプトンだった。彼女によれば、行為の理由の合理性と、動機づけという行為者の心理の偶然性を連結させる見解は信頼できないものであることになる。私は『内的理由と外的理由：再考』[銭谷 2013]において、ハンプトンの所説を検討し、そのウィリアムズ批判が正鵠を射ていることを確認した。しかし、もちろん問題は終わっていない。その終わらない問題の一つを考察することが小論の目的である。その問題とは、行為と行為者性に関わるものである。

ハンプトンが言うように、行為の理由を動機づけ効果から区別して考察してもよいとするならば、「行為者Aには ϕ する理由がある」という言明における「理由」は、Aの主観的動機群へと熟慮のプロセスを辿り直すことで確認される理由に限定されないことになる。つまり行為者Aは、自らが備える先行する動機群のいかに拘わらず、「 ϕ する理由」をもちうるということである。このようなことはどのようにして可能なのだろうか。

ハンプトンもまたこの問いを立てている。「我々はどのようにしてある行為者に対して、一定の状況で [行為選択のための] 一定の形の熟慮に従事する理由を推挙するのだろうか。その人が現にもつ動機群がそのような推挙に敵対していても」[Hampton 78]。この問題を考える糸口としてハンプトンが参照しているのは、マクダウェルが用いる「訓練」という概念である。マクダウェルはこう述べていた。「理由によって新しい動機づけを生み出すことを描き出す仕方を我々は必要とする。しかもその理由がとりうる方向づけが、行為者の先行する動機づけの形態によって決定されな

いような訓練において。つまり、我々がそこからスタートする動機づけが何であれ、合理的に強制的なものであるだろう訓練において」と [ibid.]。これは「外的理由論者が必要とするものである」とハンプトンは述べ、内的理由論者であるウィリアムズもまた必要とせざるをえないものだろうと続けている。

しかし、このような熟慮の理由をめぐる訓練という考えは、人間なるものは単なる「情念の奴隷」ではなく、合理的行為者でありうるということを前提しているだろう。つまりこの考えは、すでにして行為者についての反ヒューム的な想定を踏まえているだろう。だが、そのような想定は正しいだろうか。

これが小論で考えてみたい問題である。以下、人間を行為者たらしめる「行為者性」について、ヴェルマンの著書『実践理性の可能性』などを手引きに若干の考察を試みたい。

I

ある人が行為するとき、何が起きているのか。「標準的な物語」は次のように語るとヴェルマンは述べる。行為者が欲するものがあり、それを獲得したり達成したりするのに役立つと行為者が信じている行為がある。目的に対する彼の欲求と、そのための手段になる行為であるという彼の信念が、その行為をなすことを正当とし、なす意図を引き起こす。意図は、行為者のその意図に対応した身体の動きを引き起こす。これらの因果的プロセスが正常に進行するとき、行為者の動きは行為を完成させる。そして「彼の動機づける欲求と信念が彼の行為の理由を構成する」 [PP 123]。

これは初期のデイヴィトソンが提出した行為の描像である。デイヴィトソン自身は「欲求」という語の代わりに「肯定的態度 (pro attitude)」という語を用い、これに欲求のみならず道徳的見解や美意識など、何事かの実現を望む心的状態も含めているが、ヴェルマンが「標準的な物語」と呼んだ見解、つまり肯定的態度と行為に関わる信念のペアが「行為者がその行為を遂行したことの基本理由」を構成するという見解を確かに表明している。そしてそこから「行為の基本理由はその行為の原因である」 [Davidson 4] という、いわゆる行為の因果説を展開する。

ヴェルマンによれば、デイヴィトソンによる行為の描像は「行為者にその本来の役割 (his proper role) を割り振ることに失敗している」 [PP 123]。このことをヴェルマンは、欲求と信念のペアが一定の振る舞いを生むが、そこに行為者が参与していない、そういう事例に準拠して説明している。

麻薬の常習者が、たとえ自らの麻薬常習を望んでいなくとも、麻薬服用の欲求に押され、服用のための手段に関する信念に導かれ、実際に服用してしまう場合があるだろう。その場合、この常習者は「分析的に困惑させる次のような言明」を有意味に行うかもしれない。「麻薬を服用するよう私を動かしているのは私自身の力ではない」と。フランクファートの言い方を借りれば、彼は「彼を動かしている力の無力な傍観者 (a helpless bystander to the forces that move him)」であるかもしれない [PP 125]。麻薬の服用は、もちろんハプニング (mere happenings) ではなく、彼に起因する一定の振る舞いであり活動 (activities) だが、しかし純正の行為 (action) ではない [PP 4]。そこには「行為者にふさわしい種類の参与」がないからである。しかしデイヴィトソンの物語では、麻薬の服用という活動が純正の行為となってしまう。

ヴェルマンは続ける。「行為者は、彼の意図が身体的運動を引き起こすとき、参与し損ねることがありうる (can fail to participate)」 [PP 125]。このことはいわゆる逸脱因果事例を想起すると分かる。ある暗殺者は、標的を打ち殺そうと意図している。しかし銃の照準を合わせようとしているとき、あまりに緊張し、そのことが彼から自制心を奪ってしまい、思わず引き金を引いてしまったとしよう。この場合、「行為者の意図が彼の身体に対応した運動を引き起こしたのだが、しかし行為者の参与なしになされた」と言えるだろう。このような事例をデイヴィトソンの物語は適切に掬いとれない。

しかし「標準的な物語」論者は、麻薬常習者や暗殺者を参照することは、ノーマルではない人間の事例を参照することであり、彼らにおける動機・意図・行動の因果的つながりを標準的なものとすることはできない、と応じるかもしれない。そこでヴェルマンはさらに多少技巧的な事例を提示する。

私がささいな食い違いを解消したいという目的で、古くからの友人と会ったとしよう。ところが

実際に話しているうちに、彼のぞんざいな言い回しが私を怒らせてしまう。私は声を荒げ、アグレッシヴに話し、結局友人と喧嘩別れをしてしまった。後に私は反省し次のことを理解する。友人に会う数週間前から、実は彼に対する積もり積もった憤りが私の心に堆積し、友情を断ち切る決意にまで到っていた。その決意が、友人と会った際の私の語り方を、感情を傷つけるような刺々しいものにしていて、と。すると私は、私の欲求がある決意を引き起こし、その決意が対応した行動を引き起こしたと結論するかもしれない。さらに私は、これらの心的状態は何か奇妙な混乱や強制によって扇動されることもなしに、通常の動機づけの力を発揮していたと認めるかもしれない。しかし私は、小さな行き違いを解消しようとして友人に会ったのであり、そこでともかくも話し合いを開始したのだ。すると、「私の欲求と信念が友情を断ち切るという意図を発生させたとき、そしてそのような意図が私の不愉快な口調を誘発した時、それらは通常の場合と同じ因果的力を行使していたが、しかし私による寄与なしに (without any contribution from me) そうしていた」ということになる [PP 127]。

ヴェルマンはこの他にも、フロイトが蒐集した錯誤行為としての「言い違い (slip of the tongue)」の豊富な事例などを引証しながら [PP 3]、行為者の参与なしになされる振る舞いの存在を確認しているが、ポイントはこうである。すなわち、「私が行為に参与するとき、私は、私の欲求、信念、意図の、通常の動機づけ上の影響力に対して、何かを付け加えているのでなければならぬ」 [PP 127]^{註1}。しかし、その「何か」は標準的な物語には登場しない。

このことは、ヴェルマンも言うように、重大な欠落である。なぜなら、この「何か」の解明を抜きにしては、世界の秩序において行為者の場所を見出すことができないからである。

もちろん我々は、失言や言い間違いをすることもあるし、「あの時はどうかしていた」という思いと共に想起されるような振る舞いをすることもある。これらの生起は確かに私に負っているものだが、これらをもって「純正の人間の行為 (full-blooded human action)」の標準例とすることはできないだろう。なぜなら我々がもつ純正の人間

的行為の概念は、人間的な行為を物理的出来事や動物的行動とは別のものであらしめる特別な何かを要請するからである。その特別な何かをヴェルマンは次のようにまとめている。「振る舞いという成果が直接我々までトレースできるという仕方、出来事の経過のなかに我々自身を挿入できるという感受された力 (our perceived capacity to interpose ourselves into course of events in such a way that the behavioral outcome is traceable directly to us)」と [PP 128]。この力が世界の秩序のなかに行為者の場所を開くだろう。では、この力をどう考えればいいのか。

II

行為についての標準的な物語は、人間の振る舞いが「目的をもつ活動 (purposeful activity)」として生起する仕方を特定しているが、行為者がそれへと参与している「自律的行為 (autonomous action)」 [PP 9] として成立する機序はとり逃がしている。その結果、行為を行為たらしめる行為者性のさらなる究明を課題として残している。これがヴェルマンの診断だった。それならば、例えば先の不本意な麻薬常習者が麻薬を服用するときには不活性化しており、麻薬の服用を断ち切ったときに活性化しているだろうものに注目して、それを行為者性として取り出してみればいいのか、と考えられるかもしれない。この方向性を実際にとったのはフランクファートである。ヴェルマンは、フランクファートによるこの試みを「自律的行為のヒエラルヒー・モデル」と呼び、検討を加え、結局その試みが不調に終わっていることを確認する。その要点を析出してみよう。

生ける存在者のなかには、欲求はもつが、自分もつその欲求の望ましさに関心をもたないものがあるだろうと、フランクファートは述べる [Frankfurt 17]。「そのものの欲求は何らかのことをするようそのものを動かすものの、そのものはその欲求によって動かされることを欲するわけでもなければ、それとは別の欲求によって動かされることを望むわけでもない」 [Frankfurt 16]。こうした存在者を彼はウォントン (wanton) と命名し、このものに決定的に欠けているものとして「二階の意志作用 (second-order volition)」を取り出す。二階の意志作用とは、人物に生じてくる様々な欲

求（一階の欲求）のうち、特定の欲求をもつことを欲し、かつそれに基づいて行為に到るまでその人を動かす、そういう「実効的な」欲求を指す。すなわち二階の意志作用とは、ある一階の欲求によって実際に行為することを欲する欲求である。フランクファートはこうした欲求のヒエラルヒー構造を備えていることを、人格すなわち行為者の本質的特徴とみなしている。

人格のこの本質的特徴に準拠して提出される「ヒエラルヒー・モデル」によれば、「人が生じさせる振る舞いは、十分な意味で、高階の欲求によって強化されたものとしての一階の欲求によって引き起こされたものだ、ということになる。自律的行為は、主体がそれによって動機づけられることを欲する、あるいは少なくとも動機づけられることに満足する、そういう欲求と信念によって動機づけられた振る舞いであることになる」[PP 12]。

ヴェルマンはこのモデルを標準的モデルの改良版と呼ぶ。「なぜならこのモデルは、行為者に対して、自律的に行為するために、自らの諸動機を反省的に覚知すること (be reflectively aware of) を要請するからである」(ibid.)。しかし彼によれば、このモデルにも少なくとも二つの問題が伏在している。

一つは、二階の意志作用からの「疎外」という問題である。例えば、不本意な麻薬常習者が、麻薬を絶ちたいという一階の欲求をもち、その欲求を自らの欲求としたいという二階の欲求をもちながらも、麻薬を服用したいという一階の欲求に負けて麻薬に手を出してしまう場合、つまり不本意で「自律的」ではない振る舞いをする場合、フランクファートによれば、何が失われていることになるのかを考えてみよう。失われているのは、行為者であるその麻薬常習者がその二階の意志作用と自らを同一化することだろう。この事態は、行為者がその二階の意志作用から「疎外される (be alienated)」ことがありうることを示している [PP 133]。つまり、二階の意志作用が行為者の作動的動機 (operative motives) を強化しようとして失敗するとき、主体としての行為者はいわば取り残されてしまうのである。ここには、瀧川裕英の言い方言えば、行為の主体（同一化主体）と二階の意志作用（同一化対象）の間には乖離の可能性があり、という問題が姿を現わしている [瀧川

102]。すると、「ある二階の意志作用…が例えば洗脳によって植えつけられた場合のように、『その二階の意志作用…は、いかなる意味で行為者本人のものであると言えるか』という問いがいつでも問われることになってしまう」[ibid.]。してみれば「フランクファートは、振る舞いの産出において行為者を必然的に含む心的アイテムの同定に失敗した」[PP 134]と言わざるを得ない。こうヴェルマンは述べる。

二つ目の問題は合理性に関わるものである。ヒエラルヒー・モデルでは、一階の欲求を主体が覚知することで二階の欲求が呼び覚まされ、一階の欲求が主体を動機づけるべきかどうかを問わせることになるが、しかし「二階の欲求が一階の欲求がもつ合理的な力への応答 (a response to the rational force) である必然性はない」と言わざるを得ない [PP 13]。つまりここには、二階の意志作用が「行為の理由となる力において (in their capacity as reasons for action)」一階の欲求の合理的要素に応じていることを担保するものがないのである。従ってこのモデルでは、行為者が一階の欲求に満足したのが抑鬱や退屈のゆえなのか、それとも一階の動機づけがもつ理由としての力に応答したゆえなのかは、問題にならない。しかしもし前者であるならば、行為者の参与は「主体の合理性に裏打ちされた応答」[ibid.] という自律的性格をもちがたいだろう。

こうしてヴェルマンは、フランクファートによるヒエラルヒー・モデルをも、行為者性の分析モデルとしては不十分なものと考える。

III

では、行為者性をどのような形で析出すればいいのか。

ヴェルマンはここまで、先ず、その人が覚知していない動機づけによって強いられた思いがけない動きを行為のカテゴリーから排除した。そのような動きにあっては、「意図を形成し、その意図に従って行動を産出する」[PP 124] 主体の参与が認められないからである。

彼は次に、フランクファートによる一階の欲求を認証する二階の欲求に着目したが、二階の欲求をそのまま行為者性とすることはできないことを確認した。その理由はⅡ節で見たとおりだが、し

かしヴェルマンは、いわば三番目の理由として次のようにも述べる。一階の欲求は二階の欲求による反省的認証の対象となりうるが、「二階の欲求それ自身も、態度のヒエラルヒーにおいても一段アップしたところで批判的反省の対象になりうる」と [PP 140]。これはⅡ節で述べた二番目の理由をさらに展開した議論であると考えうる。二階の欲求は本当に「主体の合理性に裏打ちされた応答」でありうるのか、ということが批判的反省の内容となるだろうからである。そしてこのような問いをなす力に定位して、ヴェルマンは行為者性を求めていく。その次第を確認しよう。

さて、行為者に生じてくる一階の様々な欲求は、行為者を動機づけようとして競合状態にあると言える。この競合状態の中でより強い力を発揮する欲求のままに振る舞うのがウォントンだった。これに対して、行為者の振る舞いの支配をめぐる競争する諸欲求から距離をとりつつそれらを反省し、特定の欲求に従うことを欲求しうるのが二階の欲求をもつということだった。しかし、この「距離を取る (detachment)」ことや「反省する (reflect on)」ことは、二階の欲求をもたらしものだが、二階の欲求に由来するものではないだろう。すでに述べたように「二階の欲求それ自身も批判的反省の対象になりうる」ものであり、しかも「二階の態度は自分自身へと批判的眼差しを向け直すことができない」 [PP 139] からである。距離を取り反省や熟慮を執行するのは、やはり「行為者の機能的役割 (the functional role of agent)」であると言わなくてはならない [ibid.]。「純正の行為についての日常的なコンセプトを救いたいとする人であれば誰でも」 [PP 140]、このような機能的役割を要請しなくてはならないだろう。このようにヴェルマンは述べる。

しかし、行為者のこのような機能的役割の内容をなし、それを駆動しているのは何なのか。なぜ我々は、競合状態にある一階の欲求の雑踏の中に紛れ込み、そこで右往左往するだけの存在者ではないのか。我々が二階の欲求をもち、しかもそれをも批判的な反省の対象としうるという事態は、何によって可能となっているのか。すなわち我々が、実践的な考慮とそれを踏まえた行動をとりうる行為者であることは、何において可能なのか。このような問いを前にしてヴェルマンは、「実践

的思考それ自身を駆動する一つの動機」 [PP 139] を要請する。

「振る舞いを決定する潜在的な諸要素を批判的に反省し、それを認証したり拒否したりするようにし、しかも常に吟味の対象から独立したポジションからしてそうする、行為者を駆動する一つの動機がなければならない。そのような動機だけが行為者の機能的役割を占めるだろう。そして行為者の振る舞いに対するその動機の寄与が、行為者自身の寄与を構成するだろう」 [ibid.]。

伝統的な見方では、行為者性は諸動機を評価・実行するが、しかしそれ自身は動機とは区別されるべき能力とされてきた。つまり、「特定の動機によっては本質的に活性化されないという意味で中立的な能力 (a neutral capacity)」 [PP 140] と考えられてきた。そのような見方からすれば、「行為者性を構成する熟慮的なプロセスは一つの明白な動機を要請する」という考えは奇妙に見えるかもしれない。しかし、とヴェルマンは述べる。我々は何にも照準しないで実践的思考のプロセスを展開するのではない。諸動機についての最初の反省から高階のレベルにおける反省に到るそのプロセスの背後にあって、そのようなプロセスを駆動し、そのようにして「行為者に日常的に帰せられる因果的役割を担う」動機が存在する、と [ibid.]。では、それを何と呼べばいいのか。

それは、「理由に従って行為しようという動機」である。すなわち、諸動機のうちでより強い理由を与え、したがって合理的な力がまさる、そのような動機を確保し、それを踏まえて行為しようという動機である。これは欲求において具体化されるから、「理由に従って行為しようという欲求 (a desire to act in accordance with reasons)」とも言い換えることができる。

Ⅳ

しかし、「理由に従って行為する」という場合のその「理由」なるものを、どのように規定したらいいのか。このことを確認しながら、「理由に従って行為しようという欲求」をより正確に把握してみよう。

『実践理性の可能性』に付されたイントロダクションにおいて、ヴェルマンはフロイトが蒐集した「言い違い」の事例に準拠して、行為を構成的に統制しているものを析出している。例えばフロイトは、オーストリア議会の下院の議長が議会の開会を宣言する際に、誤って「ここに議会の閉会を宣言することを宣言します」と述べた事例を報告し、議長は議会の後に待っている何事かに心を奪われていて、そのような意識下の欲求に押されるようにして「言い違い」をしたのだろうと推測している。ヴェルマンはこの事例を引いて、次のように問う。この議長の「閉会します」という迂闊な言表はいったい何をすり抜けたのか、と [PP 20]。議長は、この言表の後、議員たちが笑い出すことで自分が言ってしまったことに注意を向けるまで、自分が何を言ったのか知らなかった。つまり彼は、開会の宣言に際して、自分が何を言っているのかわからなかった。こうした振る舞いが迂闊だとされるのは、我々は、「自分が言っていることを知っていなければならない」という、言語的振る舞いを統制する規範をもっているからである [ibid.]。この規範は「我々は、言おうとすることを知らずには話してならない」という抑制 (inhibition) を与えるのだが、議長の言表はこの抑制をすり抜けたのである。

ヴェルマンは議長のこの事例を、我々の振る舞いが一定の「照準 (aim)」によって統制されていることの一例として語っている。ここで言う「照準 (aim)」とは、行為の「目的 (end)」を指すものではなく、行為を行為として構成するときの規範的な準拠を指している [PP 21]。さて、この照準をもっと一般的な言い方で言い直せば、次のようになるだろう。自分が行っていることを知っているという「自己知が行為の構成的照準である (self-knowledge is the constitutive aim of action)」と [PP 26]。ヴェルマンは、「この構成的照準が行為にとっての成功の内的基準を決定し、行為のための諸考慮は、この内的基準との関連において『行為の理由』の資格を得る」[ibid.] と述べる。この難解な言い回しは「行為の理由」をどのようなものとして提示しているのか。

こうである。何かを行う理由として資格づけられる考慮とは、その何かを行うに際して、「主体がそれに照らして自分が行っていることを知

る、そういう考慮である (considerations in light of which, in doing so, the subject would know what he was doing)」[PP 26]。つまり、それに照らしてみると、行為が行為者にとって「意味のあるものとなる」(あるいは「理にかなうものとなる (the action would make sense to the agent)」)、そういう考慮が「行為の理由」なのである。(行為が理にかなうことを、「言い違い」などと対比して、「行為にとっての成功」と先の引用文では呼んでいたと思われる。)

ところでヴェルマンは、「理にかなう (making sense)」という表現を「理論理性の領域から借りてきている」と述べている。「その領域では、この語は説明と理解を容れうる現象を特徴づけるために用いられる」[PP 26]。してみれば、彼の言う「理由に従って行為しようという欲求」とは、単に行為者がよいと思いなしたことを自ら意識しつつ行いたいという欲求ではなく、行為者がそれを合理的に説明できるという意味で、意味の分かることを行いたいという欲求であることになるだろう。

この欲求は、「行為者によって自分のものだと認められないことがありえない」[PP 141-42]。そうヴェルマンは注意を促している。この点についても確認しておきたい。

例えばある人は、この欲求を厭わしく思い、「なぜ私は理由によって行為しなくてはならないのか」と問うことがあるかもしれない。その問いは、理由によって行為することの理由 (a reason for acting for reasons) を問うている。しかしこのような問いには「何か自己論駁的なもの」が含まれている [SS 22]。なぜならこの問いは、すでにその答えとして理由を求めることをしており、したがって自らが問いに付そうとしているものの權威を暗黙の裡に認めているからである。

別の人は、理由に従って行為したいという欲求を抑制しようとするかもしれない。しかしその試みは、怒りや麻薬服用への動機を抑制することとは異なったものにならざるをえないとヴェルマンは述べる。「自分の怒りを抑制することでその人は、行為者としての自らの力において作動しており、行為の理由としての怒りを拒否している。他方、理由に従って行為しようという欲求を抑制することでその人は、行為の理由としてのその欲求を拒否できない」[PP 142]。その人はそうする理

由があるから、理由に従って行為しようという理由を抑制しようとしているだろうから。すると彼は、自分が行為者として資格づけられる、そういう機能を抑制するしかないことになる。それは結局、行為者であることを放棄することになるだろう。

かくして我々は、ヴェルマンによれば、行為者である限り、理由に従って行為しようという欲求を自分のものではないと言えないのである。

V

理由に従って行為しようという欲求が行為者性を構成し、行為者が参与していない単なる「目的をもつ活動性」から区別されるべき自律的行為を可能にする。行為と行為者性の理念型はこのように把握できる。これがヴェルマンの考えである。私はこのような描像は基本的には正しいと考える^{註2}。

「はじめに」において述べたように、ハンプトンは、行為の理由を動機づけ効果から区別して考察しようとし、行為の理由の成立を行為者のオカレントな主観的動機群にのみ求めるウィリアムズの「理由の内主義」を退けた。そしてマクダウェルの「訓練」という概念に依拠して、「理由によって新しい動機づけを生み出す」ことを展望していた。私は、そのような展望は、「情念の奴隷」ではない者としての行為者の描像を前提するだろうと述べ、その描像をヴェルマンの行為者性をめぐる考察に沿って取り出してみた。ヴェルマンが強調するように、人間の「行為者性を構成する熟慮的なプロセス」が理由に従って行為しようという欲求に駆動されるとするならば、マクダウェルの言う「訓練」は十分可能であるだろう。人間は「情念の奴隷」ではない。かつてアリストテレスは『ニコマコス倫理学』において次のように述べた。「知性が我々のうちにあって我々を主宰する優れた部分であるとすれば、これこそまさに各人そのものであると考えられる」[1178a]。ヴェルマンは、この指摘は人間が自律的行為をなしようという事態を指しているように思われると記している [PP 30]^{註3}。

最後に、私自身の展望を記しておきたい。それは、ヴェルマンの言う「理由に従って行為しようという欲求」を踏まえてカント倫理学を再解釈できるのではないか、という展望である。

周知のようにカントは、『実践理性批判』にお

いて「純粹実践理性の根本法則」を定式化しているが、そこで言われているのは、意志の格律が「普遍的立法の原理」として妥当しうようであれという要請である。しかし、なぜ「普遍妥当性」が(要請としてであれ)問題となるのか。これに関してカントは、「この根本法則の意識を理性の事実と呼ぶことができる」と述べ、それ以上の説明は行っていない。しかし、カントが根本法則を掲げ、それを「理性の事実」と呼ぶに到る思考の過程を、ヴェルマンの言う「理由によって行為する」という人間における基本的な事態から理解できるのではないか、というのが私の展望である。なぜなら、「理由によって行為するとは、類似した状況にあるどんな人にも妥当するだろう考慮に基づいて行為する (to act for reason is to act on the basis of considerations that would be valid for anyone in similar circumstances)」[SS 23] ということを含んでおり、行為をもたらす「格律」の普遍化への契機を本質的にもつからである。しかしこのことは、稿を改めて展開しなくてはならないだろう。

【注】

- 1) この「何か」は、星野徹が提出している次のような例にも姿を現わしている [星野 154-55]。例えば今、保険金欲しさに夫を殺害した女性を取り調べを受けていたとしよう。その女性は、夫が生命保険に入っていることや保険金の受取人は自分であるといった信念をもち、さらに保険金への強い欲求をもって、夫の計画的な殺害に及んだ。取り調べに当たった人は、こうした事情を解明した後でも、次のように問えるだろう、と星野は指摘する。「殺そうと思ったからといって何故本当に殺してしまったのか」と。この「何故」の問いが向かっている先が、私が思うに、ヴェルマンが本文で言っている「何か」なのである。
- 2) 「基本的には」という言い方をしたのは、ヴェルマンの人間の振る舞いの三区分 (mere happenings, purposeful activities, autonomous actions) に、十分には収まりきれない振る舞いや事態もあるのではないかと私には思えるからである。二つの例が私の念頭にある。一つは信仰に基づいた犠牲的行為である。パウロは『ガラテア人への手紙』で「生きているのはもはや私ではありません。キリストが私のうちに生きておられるのです」と語っている [2.20]。このような境位にある者は、「どこか

ら」その生の企てを遂行することになるのだろうか。いま一つは、ピーター・ウィンチが『道徳的インテグリティ』という論文で参照している映画「ヴァイオレント・サタディ」に登場する、一人の長老の振る舞いである [cf. 銭谷 2011]。この映画は、銀行強盗の一味が、非暴力の原理を重要な戒律としているある共同体の農場に身を隠すという筋のものである。映画のクライマックスになって、強盗の一人が長老の目の前で共同体の一少女を銃で撃とうとする。その時長老は、恐怖と逡巡を顔に浮かべながら、熊手を掴んで強盗の背中に突き立てる。ウィンチは、この長老の振る舞いとその心の動きについてこう述べている。「男を殺して自分は悪を働いたと長老が考えていることは明らかだろう。…しかし、もし違った行為をしていたとすれば、恐らく彼には自分を許すことができなかつただろう」[Winch 186]。この指摘を受けて私はかつて次のように記した。長老は、共同体の戒律である非暴力の原理を意識しながらも、いわば「意欲の上での不可避性 (volitional unavoidability)」と呼びうる事態を生きてしまっていた、と。この事態はヴェルマンが提示した振る舞いの三区分のどれかに一致し得るものだろうか。

- 3) では、行為と行為者性を以上のような形で捉えるヴェルマンからすれば、行為の理由に関する内在主義と外在主義の対立はどのように調停されるべきなのか。ヴェルマンの基本的なアイデアは、行為者を、別の行為者からではなく非行為者(nonagents)から区別する傾向 (inclination) を取り出し、行為の理由とその動機づけへの影響力をその傾向に依存させる道をとる、というものである [PP 180]。このようにすれば、少なくとも、行為の理由を特定の行為者の特定の傾向に依存させる内在主義に立つ必要はなくなる。しかしまたこの道は、「どのような行為者もそれによって動かされるべきである、そういう考慮があり、もしそれによって動かされないならばその行為者は非合理的である、と言って済まそうとする独断的な外在主義とも異なる [PP 174]。(外在主義はむしろそうした「考慮」の実質的な内容を提示し、かつそれを正当化する義務を負う。) こうしてヴェルマンは内在主義/外在主義の二分法を退け、次のような方向性を採用する。「行為の理由はそれが影響しうる者にのみ適用される。しかしそうだからと言って、その適用は特殊な気質をもった行為者に制限されるのではない。ある人をして行為の理由を受け入れるようにする傾向は、まさに、ある人を行為者にする傾向なのである」

[PP 199]。この結論をヴェルマンがどのように導き出しているのかということの考察は、別稿に譲らざるを得ない。

【文献表】

- Davidson,D. (1980) *Essays on Action and Events*. (Clarendon Press)
- Dunn,R. (1998) Knowing What I'm About To Do Without Evidence. (*International Journal of Philosophical Studies*. Vol.6 (2))
- Frankfurt,H.G. (1988) *The Importance of What We Care About*. (Cambridge UP)
- Hampton, J.E. (1998) *The Authority of Reason*. (Cambridge UP)
- 星野 徹 (2005) 「行為と因果性」(埼玉大学紀要(教養学部) 第40巻第2号)
- 内藤宏樹・大庭健 (2002) 「内在主義 vs 外在主義の超克——ヴェルマンの議論をめぐって」(『文研論集』 No.40)
- 島村修平 (2012) 「なぜ私たちは自分自身の心を知っていなければならないのか——自認・合理的行為者性・一人称特権」(『科学哲学』45-2)
- 瀧川裕英 (2003) 『責任の意味と制度——負担から応答へ』(勁草書房)
- 竹内聖一 (2013) 「行為者性と実践的知識」(『立正大学文学部論叢』 No.136)
- Velleman,D. (2000) *The Possibility of Practical Reason*. [PP] (Oxford UP)
- (2006) *Self to Self*. [SS] (Cambridge UP)
- Williams,B. (1995) *Replies*. (*World, Mind, and Ethics*. ed.by J.E.J.Althan and R. Harrison)
- Winch,P., (1972) *Ethics and Action*. (Routledge & Kegan Paul)
- Wykstra,S. (2004) *The Agent in Action: A Critique of Velleman*. (https://philosophy.stanford.edu/apps/stanfordphilosophy/files/wysiwyg_images/wykstra.pdf)
- 銭谷秋生 (2011) 「カント主義的倫理理論が受けている二つの挑戦について」(秋田大学教養基礎教育研究年報 No.13)
- (2013) 「内的理由と外的理由：再考」(秋田大学教養基礎教育研究年報 No.15)
- (2014) 「道具的实践理性について」(『日本カント研究』 No.15)